

第 2 章 長崎県簡易延長産業連関表 の推計方法



第2章 長崎県簡易延長産業連関表の推計方法

I 平成26年長崎県簡易延長産業連関表の基本構成

1. 表の基本構造

(1) 表の形式

地域内競争輸移入型とする。

(2) 価格評価

「実際価格」による「生産者価格」とする。

(3) 屑・副産物の取扱い

原則として、マイナス投入方式（ストーン）方式とする。

(4) 部門分類

①原則としてアクティビティベース（生産活動単位）とする。

②平成23年長崎県産業連関表の部門分類に準拠し、次の分類を作成する。

(ア) ひな型 13部門

(イ) 統合大分類 40部門

2. 産業連関表に記載される対象期間と対象範囲

(1) 対象期間：平成26年（1月～12月）

(2) 対象範囲：長崎県内で行われた財・サービスの生産活動及び取引を対象とする。

3. 部門別概念・定義・範囲等

部門概念・定義・範囲等については、「平成23年長崎県産業連関表」準拠する。ただし、平成23年表で最終需要部門であった「調整項」については、輸移出部門に計上する。

Ⅱ 平成 26 年長崎県簡易延長産業連関表の推計方法

1. 推計の前提

- (1) 推計を行う産業部門は 40 部門とする。
- (2) 推計にあたり平成 26 年度長崎県県民経済計算の生産・分配・支出の各項目の金額を利用する場合は、暦年処理を行うこととする。

2. 推計方法

- (1) C T (コントロール・トータルズ) の推計
C T の推計は、国産業連関表（平成 23 年表、平成 26 年延長表）及び長崎県県民経済計算の伸び率を参考に変化率を乗じて延長推計を行った。
- (2) 中間投入額及び粗付加価値額の推計
 - a. 中間投入の推計は、平成 26 年延長表の投入係数を間接的に用いて推計を行った。
 - b. 粗付加価値額の推計は長崎県県民経済計算の伸び率を乗じて推計を行った。
- (3) 粗付加価値各項目の推計
 - a. **家計外消費支出（行）・雇用者所得・資本減耗引当の推計**は、国産業連関表（平成 23 年表、平成 26 年延長表）及び長崎県県民経済計算の伸び率を参考に変化率を乗じて延長推計を行った。
 - b. **間接税（除関税・輸入品商品税）・（控除）経常補助金**の推計は、国産業連関表（平成 23 年表、平成 26 年延長表）を参考に変化率を乗じて延長推計を行った。
 - c. **営業余剰**は調整項目とする。
- (4) 中間需要額の推計
中間投入推計時の値を利用する。
- (5) 最終需要額の推計
 - a. 家計外消費支出（列）の合計は、家計外消費支出（行）と同額とした。
 - b. 民間消費支出、一般政府消費支出、県内総固定資本形成、在庫純増の推計は国産業連関表（平成 23 年表、平成 26 年延長表）及び長崎県県民経済計算の伸び率を参考に変化率を乗じて延長推計を行った。
- (6) 輸移出額・輸移入額
 - a. 輸出・輸入の推計は、国産業連関表（平成 23 年表、平成 26 年延長表）及び外国貿易年表（長崎税関）の伸び率を参考に変化率を乗じて延長推計を行った。
 - b. 移出・移入は調整項目とする。